

平成24年6月22日

第2回弁済について - 訴訟の進捗状況 -

更生会社TFK株式会社
管財人 小畑 英一

更生計画で規定している第2回（最終）弁済は、更生会社が保有する全資産の換価・回収が完了した段階で実施することになります（更生計画要旨10頁，第4，3，(2)，イ）。

この資産の換価・回収業務のうち，最も期間を要するのではないかと予想される各訴訟の進捗状況をお知らせいたします。

第2回（最終）弁済は，各訴訟がすべて終了し，回収が完了した後に実施する予定です。

現状の訴訟の進捗状況から，訴訟および回収の終了までには，少なくとも3年程度を要すると見込んでおります。

債権者各位におかれましては，ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1 更正すべき理由がない旨の通知処分取消等請求事件

【相手方】 国

【請求金額】 約2374億6400万円

【訴訟の内容】 利息引き直し計算および債権調査の結果，更生会社が過去に収受してきた利息制限法所定の利率を超える利息（制限超過利息）が無効であることが法的に確定したことから，過年度に納付した法人税のうち，制限超過利息部分に対応する金額の返還を課税庁に求めて参りました。しかし，課税庁がこの請求を拒絶する処分を行いましたので，法で定められた所定の手続を経て，平成24年4月10日，法人税の還付を求める訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。

（*）本訴訟の提起につきましては，平成24年4月11日のニュースリリースをご覧ください。

【進捗状況】 これから第1回期日が開かれます。

2 配当金返還請求訴訟

【相手方】 株主3名およびその関連法人6社

【請求金額】 約129億4600万円

【訴訟の内容】 利息引き直し計算の結果を反映して分配可能額を計算したところ、平成19年3月期から平成22年3月期までになされた配当は、分配可能額が存在しないにもかかわらずなされた配当であることが判明しました。

そこで、弁済原資の確保のため、大株主である創業家およびその関連法人に対して、上記期間になされた配当金の返還を求める訴訟を、平成23年10月5日付けで東京地方裁判所に提起いたしました。

(*)本訴訟の提起につきましては、平成23年10月5日のニュースリリースをご覧ください。

【進行状況】 これまで、期日が4回開かれています。

相手方において管財人の主張を全面的に争い、双方が主張・立証を行っている段階のため、訴訟の終了までには相当の時間を要する見込みです。

3 旧役員等に対する損害賠償請求等訴訟(2件)

【相手方】 旧代表取締役2名

元会長の相続人7名

【請求金額】 約20億2000万円

約2億3000万円

【訴訟の内容】 平成22年3月期末の株主への配当に関する旧役員責任追及訴訟
元会長(創業者)による盗聴事件等に関連して更生会社に生じた損害の賠償請求訴訟、及び元取締役に支払われた顧問報酬の過大部分についての不当利得返還請求訴訟

(*)これら訴訟は、平成23年6月3日に公表した経営責任調査委員会の調査結果に基づくものです。

【進行状況】 これまで、期日が4回開かれております。

相手方において管財人の請求を全面的に争い、双方が主張・立証を行っている段階のため、訴訟の終了までには相当の時間を要する見込みです。

4 損害賠償請求事件

【相手方】 メリルリンチインターナショナル外1名

【請求金額】 約290億9800万円

【訴訟の内容】 更生会社は、金融商品の購入時における説明義務違反等を理由として、平成22年4月28日付けで、証券会社に対する損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。本更生手続の開始決定により、管財人が同訴訟を引き継ぎ、現在も第1審での審理が続いております。

【進行状況】 これまで、訴訟上の期日が7回行われています。

相手方において更生会社(管財人)の請求を全面的に争い、双方が主張・立証を行っている段階ですが、争点の整理は相当程度進行しており、今後、証人尋問等が行われる見込みです。

以上